

社会福祉法人日本失明者協会 定款

第1章 総

則

第1条（目的）

1 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(ア) 養護盲老人ホームの経営

(イ) 特別養護老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

(ア) 老人短期入所事業の経営

(イ) 老人デイサービス事業の経営

(ウ) 障害福祉サービス事業の経営

(エ) 老人居宅介護等事業の経営

(オ) 生計困難者に対する相談支援事業の経営

第2条（名称）

1 この法人は、社会福祉法人日本失明者協会という。

第3条（経営の原則等）

1 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、（地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等）を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービス（社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担軽減等）を積極的に提供するものとする。

第4条（事務所の所在地）

1 この法人の事務所を埼玉県深谷市人見字政所1665の3番地に置く。

第2章 評

議

員

第5条（評議員の定数）

1 この法人に評議員10名以上13名以下を置く。

第6条（評議員の選任及び解任）

1 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成す

る。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

第7条（評議員の資格）

1 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人に評議員選任・解任委員会を置き、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。

第8条（評議員の任期）

1 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

第9条（評議員の報酬等）

1 評議員の報酬については、これを支給しない。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

前項に関し必要な事項は、評議員会で別に定める。

第3章 評 議 員 会

第10条（構成）

1 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

第11条（権限）

1 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分

- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算
- (10) 臨機の措置(予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄)
- (11) 公益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令または定款で定められた事項

第12条（開催）

1 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

第13条（招集）

- 1 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会に議長を置き、議長はその都度選任する。

第14条（決議）

- 1 評議員会の決議は、決議について特別な利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別な利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

第15条（議事録）

- 1 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

第4章 役員及び職員

第16条（役員の定数）

- 1 この法人は、次の役員を置く。
 - (1) 理事9名以上12名以下
 - (2) 監事2名
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。
- 3 前項の常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

第17条（役員の選任）

- 1 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

第18条（役員の資格）

- 1 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

第19条（理事の職務及び権限）

- 1 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は理事長を補佐し、理事会で別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第20条（監事の職務及び権限）

- 1 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

第21条（役員の任期）

- 1 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠として再任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事及び監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を

有する。

第22条（役員解任）

1 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

第23条（役員報酬等）

1 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第24条（職員）

- 1 この法人に、職員若干名を置く。
- 2 この法人の設置経営する施設・事業所の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理 事 会

第25条（構成）

1 理事会は、全ての理事をもって構成する。

第26条（権限）

1 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

第27条（招集）

- 1 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

第28条（決議）

1 理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数をもつ

て行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

第29条(議事録)

- 1 理事会の議事録については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 会 長 ・ 顧 問 ・ 参 与

第30条(会長)

- 1 この法人に、会長1名を置くことができる。
- 2 会長は、評議員会の議決を経て、理事長が委嘱する。
- 3 会長は、本会事業について、理事長の諮問に答え、必要な助言をする。
- 4 会長の任期は、役員の任期に準ずる。

第31条(顧問)

- 1 この法人に、顧問若干名を置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の事業について理事長の諮問に答える。
- 4 顧問の任期は、役員の任期に準ずる。

第32条(参与)

- 1 この法人に、参与若干名を置くことができる。
- 2 参与は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 3 参与は、本会の事業について助言する。
- 4 参与の任期は、役員の任期に準ずる。

第7章 資 産 及 び 会 計

第33条(資産の区分)

- 1 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の三種とする。
- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
 - (1) 預金 100万円
 - (2) 土地
 - (ア) 埼玉県深谷市人見字政所1,665番地14所在の養護盲老人ホームひとみ園敷地(583平方メートル)
 - (イ) 埼玉県深谷市人見字政所1,665番地10所在の養護盲老人ホームひとみ園敷地(266平方メートル)

- (ウ) 埼玉県深谷市人見字政所1,664番地 1所在の養護盲老人ホームひとみ園敷地
(981平方メートル)
- (エ) 埼玉県深谷市人見字政所1,664番地 2所在の養護盲老人ホームひとみ園敷地
(1,264平方メートル)
- (オ) 埼玉県深谷市人見字政所1,665番地 1所在の養護盲老人ホームひとみ園敷地
(592平方メートル)
- (カ) 埼玉県深谷市人見字政所1,665番地15所在の養護盲老人ホームひとみ園敷地
(900平方メートル)
- (キ) 埼玉県深谷市人見字政所1,663番地所在の養護盲老人ホームひとみ園敷地
(2,900平方メートル)
- (ク) 埼玉県深谷市人見字前柳沢2,047番地2所在の養護盲老人ホームひとみ園敷地
(628平方メートル)
- (ケ) 埼玉県深谷市人見字前柳沢2,048番地4所在の養護盲老人ホームひとみ園敷地
(1,109平方メートル)
- (コ) 埼玉県深谷市大谷字一ツ塚241番地外2筆所在の特別養護老人ホームむさし愛光園(むさし愛光園ショートステイ、むさし愛光園デイサービスセンター、むさし愛光園居宅介護支援センターを含む)敷地(2,995.02平方メートル)
- (サ) 埼玉県深谷市大谷字一ツ塚240番地1所在の特別養護老人ホームむさし愛光園(むさし愛光園ショートステイ、むさし愛光園デイサービスセンター、むさし愛光園居宅介護支援センターを含む)敷地(910平方メートル)
- (シ) 埼玉県深谷市大谷字一ツ塚242番地所在の特別養護老人ホームむさし愛光園(むさし愛光園ショートステイ、むさし愛光園デイサービスセンター、むさし愛光園居宅介護支援センターを含む)敷地(998平方メートル)
- (ス) 埼玉県深谷市大谷字一ツ塚239番地所在の特別養護老人ホームむさし愛光園(むさし愛光園ショートステイ、むさし愛光園デイサービスセンター、むさし愛光園居宅介護支援センターを含む)敷地(998平方メートル)
- (セ) 埼玉県深谷市人見字前柳沢2,049番地1所在のグループホームむさし静光園敷地
(915平方メートル)
- (ソ) 埼玉県深谷市人見字政所1,665番地12所在の盲人ホームあさひ園敷地
(266.71平方メートル)
- (タ) 埼玉県熊谷市上中条字前727番地1所在の熊谷ライトハウス敷地
(771.09平方メートル)
- (チ) 埼玉県熊谷市上中条字前727番地2所在の熊谷ライトハウスリフレッシュセンター敷地
(599.37平方メートル)
- (ツ) 埼玉県深谷市大谷字一ツ塚237番地2所在の公衆用道路の土地
(24平方メートル)
- (テ) 埼玉県深谷市大谷字一ツ塚240番地3所在の公衆用道路の土地
(62平方メートル)
- (3) 建物
 - (ア) 埼玉県深谷市人見字政所1,665番地3所在の養護盲老人ホームひとみ園 鉄筋コン

クリート造り陸屋根3階建(7,029.84平方メートル)

(イ) 埼玉県深谷市大谷字一ツ塚241番地・242番地・244番地・245番地所在の特別養護老人ホームむさし愛光園(むさし愛光園ショートステイ、むさし愛光園デイサービスセンター、むさし愛光園居宅介護支援センターを含む)鉄筋コンクリート造り陸屋根・鋼板葺4階建(5,211.59平方メートル)

(ウ) 埼玉県深谷市大谷字一ツ塚241番地・244番地・245番地所在のボンベ庫コンクリートブロック造り亜鉛メッキ鋼板葺平家建(7.26平方メートル)

(エ) 埼玉県深谷市人見字前柳沢2,049番地1所在のグループホームむさし静光園鉄筋コンクリート造り2階建(716.85平方メートル)

(オ) 埼玉県深谷市人見字政所1,665番地12所在の盲人ホームあさひ園鉄筋コンクリート造り陸屋根平家建(114.15平方メートル)

(カ) 埼玉県熊谷市上中条字前727番地1所在の熊谷ライトハウス鉄骨造り2階建(553.33平方メートル)

(キ) 埼玉県熊谷市上中条字前727番地2所在の熊谷ライトハウスリフレッシュセンター鉄骨造り平家建(208.00平方メートル)

3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第42条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

第34条（基本財産の処分）

1 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意を得て、埼玉県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、埼玉県知事の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

第35条（資産の管理）

1 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

第36条（事業計画及び収支予算）

1 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意を受けなければならない。これを

変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第37条（事業報告及び決算）

1 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

第38条（会計年度）

1 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第39条（会計処理の基準）

1 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

第40条（臨機の措置）

1 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意がなければならない。

第41条（保有する株式に係る議決権の行使）

1 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合は、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

第8章 公益を目的とする事業

第42条（種別）

1 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 視覚障害者の教育や福祉に関する出版の事業
- (2) 居宅介護支援の事業

2 公益事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第43条（公益事業）

1 公益事業に関する重要な事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意を得なければならない。

第44条（剰余金が出た場合の処分）

1 第42条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第9章 解 散

第45条（解散）

1 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

第46条（残余財産の帰属）

1 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人から選出されたものに帰属する。

第10章 定 款 の 変 更

第47条（定款の変更）

1 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、埼玉県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を埼玉県知事に届け出なければならない。

第11章 公 告 の 方 法 そ の 他

第48条（公告の方法）

この法人の公告は、社会福祉法人日本失明者協会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

第49条（施行細則）

1 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

会 長	茂木 幹 央
理 事 長	山 田 茂
常務理事	柴 崎 清
理 事	茂木 幹 央
理 事	青木 五 郎
理 事	石井 光 雄
理 事	稲葉 礼 子
理 事	遠藤 貞 男
理 事	金川 勝 男
理 事	清水 光 亮
理 事	下山 格 三
理 事	名村 嘉也子
理 事	松尾 博 司
理 事	八ツ田 文 夫
理 事	山田 朋 男
理 事	米山 一 郎
監 事	大海道 吉 夫
監 事	岡 本 衛

附 則

この定款は、昭和53年8月10日から施行する。

附 則

この定款は、昭和57年10月19日から施行する。

附 則

この定款は、昭和60年8月13日から施行する。

附 則

この定款は、昭和63年6月17日から施行する。

附 則

この定款は、平成3年6月20日から施行する。

附 則

この定款は、平成6年7月6日から施行する。

附 則

この定款は、平成9年1月22日から施行する。

附 則

この定款は、平成9年10月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成11年11月8日から施行する。

附 則

この定款は、平成12年2月10日から施行する。

附 則

この定款は、平成16年11月25日から施行する。

附 則

この定款は、平成18年3月24日から施行する。

附 則

この法人の評議員の第1期の任期は、平成16年11月25日から平成18年11月24日迄の2年とし、第2期の任期は、この定款の第18条第1項の規定に関わらず平成18年11月25日から平成19年3月31日迄とする。

ただし、第3期からの任期は、4月1日に始まり、2年後の3月31日迄の2年で終わるものとする。

附 則

この定款は、平成19年 8月29日から施行する。

附 則

この定款は、平成21年 6月15日から施行する。

附 則

この定款は、平成23年12月14日から施行する。

附 則

この定款は、平成26年 2月27日から施行する。

附 則

この定款は、平成26年 6月16日から施行する。

附 則

この定款は、平成26年 8月11日から施行する。

附 則

この定款は、平成26年10月27日から施行する。

附 則

この定款は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この定款は、令和 元年 7月 8日から施行する。

附 則

この定款は、令和 3年 4月 14日から施行する。